

吹田市環境影響評価審査会（平成22年度第2回）会議録

日 時：平成22年（2010年）7月28日（水）10：00～12：00

場 所：吹田市民会館3階 会議室4

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、秋岡委員、小田委員、桑野委員、
中野委員、張野委員、福田委員、宮崎委員、保田委員、
米田委員

事務局：永治部長、柚山次長、後藤環境政策推進監、宮総括参事、
齊藤課長、片岡主幹、西野主査、松浪、瀧澤

連絡調整会議：地球環境課 畑澤総括参事、 都市整備室 西山参事、
開発調整課 松本課長、緑と水のふれあい課 福田室長、
博物館 増田参事

傍聴者：なし

内 容：

1 報告事項

- (1) 吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業に係る事後監視年次状況報告書（平成21年度版）
- (2) (仮称)吹田千里丘計画のふっ素に係る土壌概況把握自主調査結果
- (3) (仮称)吹田千里丘計画に係る環境影響評価 事後監視計画書
- (4) 大阪外環状線(都島～新大阪)鉄道建設事業に係る事後調査計画書

2 審議事項

- (1) 吹田市環境影響評価条例改正に向けた検討方針

事務局(片岡主幹)

ただ今より、吹田市環境影響評価審査会の御開催をお願いしたいと思います。本日の審査会の御出席状況でございますが、13名中9名の委員の方に御出席いただいております。従いまして審査会の開催の成立要件を満たしておりますので、よろしくお願いたします。また本日の傍聴希望者はございませんでした。

本日は、報告事項4件、審議事項が1件ございます。特に審議事項の吹田市環境影響評価条例改正に向けた検討方針では、今後の環境影響評価のあり方について、やや長めにお時間をいただき、御意見をいただきたく存じますので、よろしくお願いたします。

それでは会長、よろしくお願いたします。

＜報告事項 1 吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る事後監視年次状況報告書（平成 21 年度版）＞

（会長の開会のあいさつのあと、吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る事後監視年次状況報告書（平成 21 年度版）について、事務局に説明を求める。）

事務局（西野主査）

（資料をもとに、大気汚染の調査結果、建設機械及び工事関連自動車の走行による騒音、振動の状況、環境保全措置の実施状況を中心に概略を説明。）

会長

ありがとうございます。それでは今の御報告に対しまして、質問等ございませんでしょうか。

●委員

よろしいですか。3つほどあるのですけど、大変基本的なことだけど、事後監視をなさって、今年で4回目。それをずっと解析をなさっていて、以後もそのいろいろと監視をなさっている地点がありますよね。その地点は十分機能しているというふうに私どもも理解していいのでしょうかね。

それから、ホームページで公開していると書いてありますが、どの程度の内容を公開なさっていて、そのアクセスの状況はどんなものか。もしわかったら教えてもらいたい。

もう1点は、騒音のこともさることながら、先生が事前に御心配なさっていた、246ページにちょっと触れられていますが、交通の量とか流れというのは、大きな支障がないと、こう理解してよろしいのでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

まず1点目のモニタリングの地点が機能しているかという御質問ですけど、事前に予測した点を、寸分違わずそこで実際の工事中の騒音振動、大気汚染を測るということが原則になっておりまして、例えばその後、建物がなくなったとか、新たにできたとか、そういう状況で、このポイントは使えないと、そういう報告は聞いておりませんので、今のところ、まだ大丈夫だと思います。

それから2点目のホームページへのアクセス状況ですけど、これはお調べをいたしまして、また次回報告させていただきます。

それから3点目の交通に関しまして、非常に狭い範囲での交通の問題というのは、確かに少しはお聞きするのですが、全体の交通量として、工事関係車両が渋滞を起こしたとか、何か地域の交通の問題を起こしたとか、それはお聞きしておりません。

●委員

ありがとうございました。

●委員

騒音について、いくつかお尋ねしたいのですが。いくつかオーバーしているところがあったということですが、低騒音型の建設機械をそれに対して使用したと。これは、最初から使用することになっていたのでないかと思うのですが。そのあたりはどうなのでしょうかとということ。

それから対策として、低騒音建設機械を使用したことと、騒音シートを設置したということですが、これによって、その効果はどうだったのか。オーバーしているところは改善されたのかということ。

それから3つ目として、住民からの苦情はいかがでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

まず低騒音型の建設機械なのですが、可能な限り低騒音型の建設機械を使うという市長意見を出しております。といいますのは、鉄道事業独特の固有の機械を使う場合に、低騒音型とか、低排出ガス型が設定されてない機械があるということで、こちらもそれは単一の機種ごとに押さえができませんので、可能な限り、一般的に低騒音型が出ている機種については、低騒音型を必ず使いなさいということで、市長意見をお出ししました。事業者は、可能な限り特殊な機械である低騒音型を使っていくということで、それを前提に予測をしたということでございます。

2点目のその効果につきましても、低騒音型を使わなければどれだけの騒音が出るかという予測は、事業者はしておりません。前提条件として低騒音型としております。

●委員

お聞きいたしましたのは、低騒音型を使うということになったと思うのですが、対策として低騒音型機械を使った、オーバーしたから使ったと、そういうふうに聞き取れたものですから。

事務局（後藤環境政策推進監）

そこはお調べをいたしまして、次回、事業者の方に確認をいたします。

それと3点目の住民の苦情ですが、去年の年次報告の際にも御説明させていただいたのですが、ひとつはその数字に表れない夜間の作業員の携帯電話の会話の声であるとか、作業員同士の合図の声であるとか、それが家の隅の軒先でなされるという、そういうことに対する苦情というのは、確かにいただきました。事業者はそれ以降、作業員、下請け、孫受けもありますけど、周知徹底を図っている。その後、それほど強い苦情はいただいております。

それと、21年度から22年度に入りまして、夜間工事が非常に頻繁に行われるようになりまして、高層ビルであるメロウド吹田の住民の方々から、音がうるさいと。それも

既存の鉄道騒音と、車の走行音と、おまけにこの工事に関する騒音と、もうひとつは、JR 西日本が定期的に線路のメンテナンスをする騒音と、なかなか分けるのが難しいと思うのですが、とにかくうるさい、というお声を自治会からいただいています、それは鉄道機構がメロドの自治会で説明をするように、こちらも指導したり、また環境部ではないのですが、東部拠点整備室が自治会に説明に行かれた。そういう対応で何とか可能な限り、低減するようにと指導しているところです。

事務局（西野主査）

先ほどの●先生からいただきました低騒音型、これは、始めから使用することになっておりまして、報告書の 113 ページに平成 21 年度の工事で使用した建設機械の排出ガス対策型又は低騒音型建設機械の使用状況につきまして、一覧を作成させました。これで排出ガス対策指定も 1 次、2 次、3 次、低騒音型指定も 2 段階ございますが、より低騒音なものを使用するように、これからも指導してまいりたいと思います。

●委員

そうしますと、オーバーするところがあったということで、対策をされたのは、防音シートの設置と違ってよろしいのでしょうか。

事務局（宮総括参事）

機械につきましては低公害型指定を受けるとというのが通常運転の状態です、作業をする際の特異な音が、一時的に超えたということで、苦情として市に入ってくるのかなと思います。

会長

他にございませんでしょうか。

●委員

よろしいでしょうか。私は今回初めてなので、これまでの経緯がよくわからないのですが、浮遊物質を測定されておられますけれども、これは PM10 という意味でよろしいでしょうか。

と言いますのは、今、PM2.5 というのが問題となっていて、むしろその細かい粒子の方が肺深部にいきわたるという問題が言われておりますので、そういうデータ的なものも取ってらっしゃるのか。それと多分、市民が見られて、それを見たときにちゃんとやっているのだと納得される、安心されるというか、そういったこともあるかもしれないので、コメントプラスそれに対するものがあれば教えていただきたい。

事務局（宮総括参事）

測定は PM10 でございます。PM2.5 の測定方法につきまして、今現在、環境省で測定

機器の選定作業が行われておりますが、その結果はまだ出ておりません。測定が可能になったとしても、市域の全体の濃度がわかっておりませんので、吹田貨物ターミナルについて事業者がやるとしても、早くとも来年以降になるものかと。

●委員

PM2.5というのは海外からの影響力によって、光化学反応生成物ですので、今、環境省でも困っているのです。実際にオーバーをしても、地域の環境汚染ではなくて、越境汚染みたいなもので、そこで変に対策を求められても、ちょっと、すぐに地域としては手が打てないということで、環境省もあんまりモニタリングを広げることに熱心になっていないですね。

●委員

ちょっと考えられますね。

●委員

アセスメントで導入するのは、別の意味で意味があるかもしれませんが、全体の地域のモニタリングシステムというのは、ほとんどできてないですね。それをどう評価するかというのは、専門家の間でもいろいろな意見があって、地域の代表地点みたいなところですね、早くそういうモニタリングデータが取られることが、将来の体制整備につながると思いますか。地方自治体の財政状況の悪化のこともありますから。

●委員

もうちょっと時期を待って。

●委員

そうですね。そういう状況のようです。

会長

ほか、よろしゅうございますか。

私もちょっと、騒音のことに戻りますけど、低騒音型を使っています、それから防音シート、交差点等で設置できないところはやってないけど、やれるところはやっていると。そういう意味で、騒音を減らす手はこれ以上ないと理解していいのですか。環境保全措置はしていますね。低騒音型使うということは、決まっていたので、それはやりませぬ。防音シートも交差点は無理なのでやらなかったけど、やれるところはやっています。そういう言い方からすると、70 デシベル以上の音が出るようなことに対して、打てる手は、もう技術的にはないと言うことですか。そういう理解でいいのですか。

事務局（齊藤課長）

機械の稼働時につきましては、エンジンによって騒音は大体決まっていますが、ここで出る苦情は、作業のやり方とか、使い方ですね。それでかなり解消できる部分がありますので、同じ機械につきましても扱い方なり、使用方法なりを指導していきたいと思えます。

会長

これも、住民と工事している側の相互理解、信頼関係みたいなことに非常に関係してくると思うのですが、これだけのことが基準を超えて出てくるのは、今年度初めてで、それから来年度以降どうなるのか、その辺の目処ははっきりしているのですか。

その後、住民に対してどう説明するかで、もう今年だけですので、我慢してくださいというのと、これから1年も2年も続きますよというのと、また違うと思えますね。日常的にどのように住民の方に説明されているのかというのも含めて、事業者の側と住民の方との相互信頼、信義関係についてはどうですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

これ以上の対策はないのかということなのですが、事前に審査会からの御意見いただきまして、市長意見で事業者に渡した、完成後には遮音壁ができるのであれば、先行的に遮音壁を設置して、その中で工事したら一石二鳥だという意見を出しています。ただ、先行的な遮音壁は、まだ1箇所もできていないのですが、事業者とも調整しているのですが、最後の最後に法面を整備して建てるのが遮音壁なので。重機も動かさない、でも、できることはやっていきたい、ひとつはこの工事特有の騒音対策は、ひとつあるかなと思えます。

それと、もう一つ御確認をいただきたいのですが、このアセスでの、この事業の騒音の目標というのが、137 ページにありますように、事業敷地境界における騒音レベル L_5 が 85 デシベル以下であること。これは、もちろん基準値以下なのですが、それはすべて満たしているということは、御確認をいただきたい。その上で、やっぱり 70 デシベルを超えるような騒音というのは、基準とは別にして日常生活にとって、少しやっぱり邪魔になるので、もっと下げると、上乘せの指導をしているというふうに御理解いただければと思います。

●委員

特に高層だと、あんまり遮音壁の効果はないのですよね。その辺のところは何か配慮はあるのでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

供用後の配慮としましては、遮音壁の高さを上げて、上にアールをつけるというのがあるのですが、工事中に関しましては、上方への打つ手はないということが、正直なところ。今、さきの齊藤が申しましたように、同じ機械を使って同じ作業をしても、

する人によって音の出方が違う、そういう現場対策、現場対応みたいなことしかないのかなと。後はなるべく夜間工事の時間を短くするとか、ずらすとか。そういうことになってくるかと思います。

副会長

今のお話ですけど、現場対応みたいなこと、実際に対策は取られているのですか。若干、たまに大きな音が出る。もちろん夜間だと思われるのですが。この作業のやり方を注意するようという。

事務局（後藤環境政策推進監）

例えば、これもメロードからあったのですが、バラスを貨車で積んできて、ザーっと下ろす。それを夜中にやられて飛び起きた。そういうお話が直接、市のほうにも入ってきました、鉄道機構にお伝えをしました。それで、すぐに改善がなされた。どういたしますか、悪気がない、気づかずに、普通、鉄道の工事の方法でどんどんやっていかれることで、事業者にとってはよもやということがあるみたいで、なるべく細かいこともお伝えするようにはしております。

会長

そういう意味で、技術的な対応が困難なところは、やり方とか、信用をもらって苦情をなるべく減らす、そういう工夫をある程度しないといけないだろうと思いますので。今みたいなこともこめて、是非、住民合意が得られるような、丁寧な進め方をして欲しいと思います。

ほか、何かございませんか。

ではこの事業監視の件、事後報告に関する議論は終わります。

<報告事項2（仮称）吹田千里丘計画のふっ素に係る土壌概況把握自主調査結果>

事務局（西野主査）

（資料番号2をもとに、調査の経過、分析結果及び今後の事業者の対応方針について概略を説明。）

会長

この件につきまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●委員

よろしいでしょうか。ふっ素の分析結果を見せてもらいますと、含有量と溶出量を見ていると、割と相関が見られない。というのは、含有量高くても溶出量が低いとか、そ

ういった結果も入っている。これに関して、土壌の成分が違うとか、その辺のところのコメントがあれば教えていただきたい。もう一つは、例えばこういった自主調査した場合のデータの吹田市さんのチェック機能といいますか、その辺についての何らかのものを教えて欲しい。

事務局（齊藤課長）

今、先生が言われましたように、含有と溶出の相関についてですが、普通は含有が高いと、溶出量も高いと考えるのですが、原因はよくわかりませんでした。これについては調べさせていただきます。

この自主調査の結果につきましては、本市の場合、事業者から出されたものは自主調査であっても全てチェックさせていただいております。まして基準値を超えるような場合は、自主調査であれ何であれ、適切に対応するよう、指導させていただいております。

●委員

環境保全課さんが、チェックして

事務局（齊藤課長）

はい、そうです。

会長

ほか、何かございませんか。

よろしゅうございますか。

<報告事項3（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価 事後監視計画書>

事務局（西野主査）

（資料番号3をもとに、調査項目及び調査地点の考え方についての補足資料について概略を説明。）

会長

ありがとうございました。この事後監視計画書につきまして何か。意見、御質問ございましたら。

●委員

供用後、工事が終わった後というのは、その工期によって工事が終了するのがずれていますけど、一番遅いC工区が終わってからの話なのか、それとも各工区の工事が終了してからの話なのか。11ページの3.3の文章を見るとどちらとも取れるような書

き方をされていますので。

事務局（後藤環境政策推進監）

こういう長期にわたる事業につきましては、特に工区ごとに分かれていると、どこが終わってどこが始まってという、例えば B 工区が入りますと、平成 25 年には入居されると。そこは供用後と位置づけされるわけですし、ただそのときにまだ、A 工区は工事中です。今、事業者の情勢では、貨物ターミナルと同様、複数年、4 年、5 年かかるものについては、毎年、年次状況の報告書は出したいという意味は言っております。それで、その中に後半は工事中と供用が混ざっていく。最後は供用後になって、最後の工事が終わって 1 年たって、事後監視が終わる。そういうルールで進めたいと思います。

会長

ほか何か。

それでは、報告事項の最後ですが、大阪外環状線に関する事後調査について、よろしくをお願いします。

<報告事項 4 大阪外環状線(都島～新大阪)鉄道建設事業に係る事後調査計画書>

事務局（西野主査）

（資料番号 4 をもとに、大阪府環境影響評価条例の対象である本件について、事業の変更内容及びそれに伴う事後調査計画書の変更の概略を説明。）

会長

ありがとうございます。これに関しまして、何か。

全般的な質問なのですが、7 ページから環境保全対策の一覧が掲載されていて、その中にいくつか吹田市と事前協議を行うと書いてあるところがあるのですが、全部をやるわけではないのですか。例えば地下水のところだと、施工着手までに事前協議を行いますとあるのですが、それ以外の環境要因についても事後監視の中で問題が出てきたときに、事前協議的なものが行われるのですか。一般論として、どうなのでしょう。

事務局（齊藤課長）

地下水につきましては、吹田市域に地下水汚染があるということがわかっておりますので、逐一協議を行っています。実際に工事に入りますと、騒音苦情とかの可能性があるので、アセスメントとは別に、対応はさせていただこうとは思っておりますが、別に昨日付けでは、まだそういった段階ではございません。

会長

もし騒音があれば、吹田市役所に苦情が来るという可能性がありますよね。

事務局（齊藤課長）

はい、ございます。

会長

そういうものが一定、協議対象みたいなものになるのですか。ここには記述はされていないけれど、事前協議といいますか。

事務局（齊藤課長）

現実にはいますと、公共工事は事前協議の対象にはならないのですが、実際には同等の協議は当然行うものと。

会長

地下水のところで書いてある問題はどう見ても現在あるので、出てきそうだからあえて書いてあるだけで、扱いとしては他の要素もみな同じだと。

事務局（齊藤課長）

そうですね。公害防止という点では同じです。

会長

ほか何か。御質問は。

これも事後監視した結果は、審査会に報告はあるのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

これ実は、事業者と大阪府さんとの関係で、書類のやり取りをして報告があったものです。例えば、環境影響評価条例をお持ちでない自治体は、審査会をお持ちでないので、報告書が来ないということが通常です。ただし、吹田市の場合はこうして審査会から御意見をいただいて、市長意見の形成をいたしましたので、事業者から大阪府と吹田市に同時に出していただいております。

今後もし何かの文書が出るたびに市のほうに送付される。それは、また審査会のほうに御報告させていただきます。

会長

ありがとうございました。

＜審議事項 1 吹田市環境影響評価条例改正に向けた検討方針＞

事務局（後藤環境政策推進監）

前回 5 月 19 日に開催をさせていただきました環境影響評価審査会におきまして、口頭で御報告させていただいたのですが、制定されてから 10 年が経ちます環境影響条例の見直しの検討にかかりたいと。その際にあわせてこの 4 月からスタートしております環境まちづくりガイドラインの御説明をさせていただきました。

まず、その条例につきましては、吹田市では今後大規模な事業というのは、そうは想定されないであろうと。そこで対象規模の見直しの際には、結構、身近な中小規模の開発に関しても視野を広げるべきであろうという御意見。それから、これまで 4 件の対象事業がございましたが、いずれも 2 年を越えまして、貨物ターミナルは 6 年ほどかかったのですが、事業規模に対して審査期間が長くなりすぎているので、規模に応じた審査方法を検討してはどうかという御意見をいただきました。また、例えば環境に十分配慮した集合住宅でありますと、環境補助金等が還付されるような、そういうインセンティブも検討して、事業者にも前向きに取り組んでもらえるような、そういう仕組みを検討してはどうかという御意見をいただきました。それともう 1 つインセンティブとしては、環境配慮に十分力を入れた場合は、期間の短縮が可能となるような、そういう方法もあり得るだろうと。

一方、環境まちづくりガイドラインにつきましては、これは条例等に位置づけているものではありませんので、環境基本計画の推進を図る配慮指針に位置づけておりますので、そのもっと強制力を持った制度とするべきではないかと、もう少し規制的なものであるべきではないかという御意見。それと、こういうことで市民に対して透明性を確保することは、非常にいいことであると、市民力を利用している部分は非常にいい制度であるという、お声をいただきました。

前回の審査会ではこういう大きな方向性の御報告をさせていただいたところでございます。今日は、資料 5 に基づきまして、今現在、本市が環境影響評価条例をどういうところに問題点を感じていて、どういう方向に変えるべきであるかという、現時点での議論の到達点、経過の御報告をさせていただいて、改正にあたり、審査会からの御議論もいただきながら、いい制度に変えていきたいというのが本日の趣旨でございます。それではあまり長くはありませんので、この文章を読ませていただきたいと思います。

清水（環境政策課）

（資料番号 5 「吹田市環境影響評価条例改正に検討について」 1 基本理念、2 背景と目的を読誦。）

事務局（後藤環境政策推進監）

このような考えに基づきまして、3 にありますように見直し事項といたしまして、そもそもこの条例の目的そのものが 1 点。

それから、対象事業としまして、対象とする事業種類それと事業の規模。

それから実施の手順としまして、今これは、全国でもほぼ同様の手続きに倣っているわけですが、一部、例えば評価書の審査、御審査をお願いするという、吹田としての手厚いオプションがありますが、手続きの手順、期間の御助言もございましたが、より効率的に効果的に進めるための手続きの手順を見直したいと。

それともう一つは、図書等の名称で市民からも、たとえば準備書というものは、何を意味するのかというのが、非常にわかりにくいというお声もお聞きしております。そういう、より市民に近い制度に修正を加えられないかと、ということも検討材料の一つとしております。

それから、手続き期間といたしまして、これは先ほど申し上げましたように、手続き期間、今は、全く設定をしておりますで、たとえば他の自治体の条例にありますように、図書が出てから何日以内に市長意見を送付するとか、その期間設定が全くなされております。本市は、行政手続条例を制定しております、行政手続のあり方という理念を示しております。その理念に沿いまして、やはり事業者にとって、市民にとって、手続き期間がおよそどれくらいかということは、お示しする必要があるだろうと考えております。それとその期間に関しましては、10年で4件というのは、多いか少ないかという議論はございますが、事実として、事業者さんはこの2年を超える手続きというのをできれば避けたいという、そのような考えから、開発計画を縮小するとか、さまざまに工夫をされてきたというという経緯がございます。そういう意味では、手続き期間が、本来の目的ではない規制的なハードルになっているという事実を踏まえて、適切、適正な手続き期間を検討したいと考えております。

それから、今、技術指針を定めまして、事業者は、それに基づいて実施計画書、準備書、評価書を作成しております。ただ、その中にこの事業をするのなら、この調査を事前しておく必要があるということをお示しできておりませんで、出てきた事業に対して、これと、これと、これ、ということ審査会で御意見をいただいて、それから事業者は調査にかかるという手続きになっています。典型的な事業であれば、何をしなければならないのかというのは、事前にある程度お示しできれば、それは構想段階ですでに、例えば資料を集めるであるとか、現地のある程度データを取るとか、それは可能であろうと。手続き期間の適正化ということに資すると考えております。

それともう一つは、環境まちづくりということを標榜しようと考えておりまして、これまでのインパクトを可能な限り抑えるというのに加えまして、その事業が、開発事業がなされることによって、かえってその地域の、例えばヒートアイランド現象が緩和されるであるとか、交通流がそれによりよくなるとか、周辺の緑が増えるとか、様々なことが考えられるのですが、プラス面、まちづくり面も合わせて、誘導を図っていきたいという思いがございます。そういう意味では今の16項目の環境要素だけでいいのか、というところがございまして、他の自治体では、例えばコミュニティであるとか、コミュニティ施設の状況であるとか、環境要因として人口増を挙げておられるところもございます。今の要素の中からまちづくり要素、社会科学的な要素というのも一つ、中に入

れていく必要があるのではないかというふうに考えております。

最後、環境コミュニケーションの方法といいますのは、今現在、市民にとっては、意見書を提出する、それから、それに対する見解を文章で読む、それと説明会に参加をして、事業者の説明を聞く、もう一つは市に対しまして公聴会で口述をするという、このコミュニケーション手段がございます。それぞれ、双方向性というのはありませんで、1回の往復、文書での1回の往復という形になっております。公聴会では一方的に聞くだけという形になっておりまして、国の制度、都道府県の制度を参考にして10年前に作った制度でして、実際コミュニケーションとして機能しているのかというのが、やはりこの10年、問題になってまいりました。例えば、説明会では誠意を持って事業者は質問に対して答えるべきであろうし、この事業そのものを、あの分厚い図書を全部読まない意見が出せないというのも、非常にハードルが高くございます。それであれば質問を出せるような、そういう工夫もあってもいいのではないかというような、様々な検討を加えて、よりよい環境コミュニケーションのあり方というのを、新たな条例の中に織り込んでいきたいと考えておりまして、こうしてみますと、ほぼ全体を見直すということを考えております。

つきましては、最新の知見でございますとか、こういうアイデアがあるというような御助言をいただきながら、よりよい条例案を作成し、議会にお示しをし、是とされるならば、できるだけ早い時期に、新たな条例でまちづくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

会長

2 ページ目の仕組みの概要図の説明を。

事務局（後藤環境政策推進監）

（資料5 2 ページ目の概念図を説明。）

会長

ありがとうございます。あとスケジュール的な話もしていただきたい。いつまでにこういうのをやるとか。

事務局（後藤環境政策推進監）

今、明確にはなかなかできないです。さまざまな検討事項がございますが。

会長

いつまでに、この環境影響評価条例改正をされる予定ですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

条例改正をいつまでにという想定はございますが、それよりこの中身を詰めるという

のは、少なくとも年内には。中身を詰めてまいりたい。

会長

年度内ではなく、年内。

今、概略の説明ございましたけど、どんなことでも結構ですので、御意見、御質問よろしくをお願いします。

ちょっと、御説明よくわからなかったのですが、1 ページの 3 番目の見直し事項の三つ目の実施手順の中で、より市民に近いという言い方をされていますが、これはどういう意味合いを含めてより市民に近いということですか。それは、さっき言われた環境コミュニケーションのことですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい。

会長

そういう意味でおっしゃられた。

他にどんなことでも結構ですので、御質問でも、御意見でもがあれば。環境基本条例に関してこうあるべきだなとか。

かなり大雑把なレベルでの現在の条例の評価ですとか、課題ですとか言う話は、前回一度出ているのですが、具体的に検討していきましょうという提案が出てきているので再度ここで。

私ばかりの質問で申し訳ないのですが、もう少し言わせてください。上位の吹田市環境基本条例ですとか、第 2 次環境基本計画の枠組みは、しばらく不変なのですか。上位にあります基本条例とか、基本計画だと案外変わっていくと思うのですが。これは何か、今回の条例改正に伴って、何か連動して変わるとかがあるのですか。

事務局（永治環境部長）

あの、順序はちょっと逆になってまいりますけど、昨年 3 月に第 2 次環境基本計画の見直しをいたしました。それに基づいて吹田市の現在の環境影響評価条例の関係だとか、あるいはバイオ条例の関係だとか、新実行計画の関係だとか、今作業を進めております。先ほど申し上げました環境まちづくりガイドラインもその一環でございます。私どもとしては、こういったことを進めながら、一定、この環境影響評価条例と、それとバイオ条例、その検討が済んだ段階で、環境基本条例について、また討論を進めていきたいというには考えております。

本質的に国の考え方の問題、それと吹田市の今、申しあげております、あるいは検討していただいておりますような、各種計画、条例、これに整合性を持たせるという、その到達点を踏まえて、基本条例の整備、これを進めていきたいというふうに考えています。ただ、その基本条例の関係につきましては、今年度に手をつけられるか、つけられ

ないかという、というふうには思っています。

会長

ほか、どんなことでも。

たぶん要点は、こういう市が条例を改正するというので、この審査会に対する条例改正のための助言をして欲しいという、そういう趣旨なのだろうと思うのですが、そういう観点から、ここでこれから議論を継続的にやっていただくことになると思うのですが。そういう観点から何か。御質問とか御意見とか、あるいはものの考え方とか聞いておきたいこととか。

●委員

目指していらっしゃるどころ大変素晴らしいところだと思うのですが、こういう条例を改正するに当たって、他の市だとか府県だとかそういったところで、近いモデルになるようなところはあるのでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

この規模でこの条例を運用しておられる自治体というのは、非常に少なく、都道府県、政令市は全てお持ちで、それ以下であります近隣では、尼崎市さん、高槻市さん、豊中市さんは条例ではないですけど制度をお持ちで、その中で実際こうして案件が出てきて、こう動いているというのは、吹田市は非常に珍しいという言い方もされるのですが、実際、同規模の自治体で参考になるとことというのは、正直ないと考えられます。ただ、関東系がこの辺は非常に進んでおられるのですが、そこに調査も参りまして、さまざまな知見を得てきたところではあるのですが、やはり、規模がまったく違うということと、担当が一つの課になっているとか、大きな取り組みをされている。というところで、そのままコピーして持ってくるわけにはいかないと考えておまして、吹田なりの府条例で定めたその下を埋めるという、その趣旨もありますし、あまり、がちがちの形で機能しない手続きというのは、われわれの自治体のレベルではしんどいかなと。そういう意味では、少し道なき道を、行かなくてはいかんなあと思っています。

●委員

逆に言うと、モデルになるようなものを作りたいという。

事務局（後藤環境政策推進監）

格好よく言うと。

会長

かなりチャレンジなのですね。

●委員

整理というかお尋ねしたいのですが、結局今まで技術指針のことやりますとかいろいろ16項目とか、いろいろ項目あげられてやってきましたけど、今回は、すごく大きな開発もあるけど、小さな開発がいろいろあって、言葉が悪いですけど抜け穴をする事業者もいらっしゃるから、ある意味これだけやっとならば、環境配慮したことになるのだよというものを示して、小さい開発でも環境に配慮ということを、自分たちがやっているかどうか判断できるような、そういう技術指針をつくろうということですよ。それで、プロセスをオープンにしているような人たちにとっては、審査期間を短くして、クローズなところに関しては、説明責任を十分果たしてください。そういう流れという、そういうようなことを、今に比べるとそういう感じに変化をさせようというふうに考えていいのでしょうか。

会長

その辺どうですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

よく我々は、環境ボーナスとか、そういう言い方をしたりするのですが、今回この手続きの中で必須の手続きを、いいアイデア、いい計画を出してこられたからといって、抜いていいのかということもありまして、やはり、そこは調査、予測、評価というのはしていただかないと、制度そのものとしてどうなのだと。ですので、その努力を免除しますというのは、まあ他の自治体でもそれは、ほとんどお聞きしたことないのですが。ただ、たとえば、御審査の中で非常に前向きな事業者に対しては、審査期間が短くなるような、そういう、自ずとそうなるかと思うのですが、そういうのも積み重ねの結果として、何年か運用した結果として、事業者さんに見えてくるということなのかなあと。積極的には、例えば今、先生おっしゃったようにあるレベルを設定して、何点以上の計画を出したら、もう途中飛ばして、ここからスタートしていいですよ、ということも議論のネタとして、庁内でもしていたことあるのですが、なかなかいい知恵が出てこない。定量評価というのがやっぱり難しいのがありまして、是非また、そこもアドバイスいただきたいなと思います。

●委員

一つは現在の条例の成果とですね、今後に向けての限界みたいなものを明らかにする必要があります。それは、これからの吹田市の展望といいますか、行く末の状態というのはどのように変わっていくのであろうかというようなことをかなり考えた上で、条例の変更ということが、本当に必要なのかですね。ここで挙げられているように、今後も民間宅地の大規模な開発事業の実施が見込まれますという、これは現条例でも対象にできる大規模なものですね、対象になるわけですね。そうするとその吹田市の場合には、たぶん宅地開発というようなものが、そんなに大規模ではないけども将来にわた

って、いろんなところで頻繁に起こってくる可能性はあるわけですね。ニュータウンの再生というのがいろんなところで議論されています。市民レベルでも非常に關心とかも増えてきているようです。そういうことを踏まえて、実際に条例というのは、法的な規制を加えたいということでしょう。だから現在でも吹田市の中には、すまいる条例とかいろんな、そういう割合、行政指導のような形で、あるいは市民とか事業者の理解を求めるような形でのいろんな取り組みというのは、それなりに成果をあげているわけですね。だから、現在の条例と今あるそういう、すまいる条例のような、割合、行政指導型な規制、規制とまではいかないですが、ある種の指導行政みたいなものの、その谷間にある問題を解決していくのかなということだろうと思いますけれども。それは、やっぱりかなり内容をしっかり考えておかないと大変難しいですね。実際にこう決めていく段階の中で、新しい条例の中にどういう要素を取り込んでいくのか、それがほんとうに規制的な役割を果たせるのかですね。いろんな社会的な、どちらかという社会の流れは、いろんな規制を緩めていこうというような雰囲気も企業レベルなんかでは強いですね。住民の中には割合環境に対して、關心を持った人、あるいは環境教育なんてものがある程度進んできた、そういう背景のもとにですね、住民側の見方というのはシビアになってきている。だから今まであまり問題にならなかったことについても、住民は非常に意識的にといいますか、神経質に対応を求めてくるという雰囲気があるので、その辺のバランスをどのように持ち込んでいけるのか。一つは強制力みたいなものが、もうちょっとデリケートな事業に対しても効果があるようなものというのは、一番、われわれ市民生活をしている中では、吹田市の中に求められると思うのですけど。それが行政の条例という中にどういうように反映できるものであろうかと思われます。

その場合には、今までの条例というのは確かに、特に吹田市の場合の条例というのは、よそに比べて割合、内容をあまり制限しないでですね、場合によっては、この審査会の審査なんかを見ていると、とことんある程度専門的な立場から詰められるものは、詰めていこうと。あまり時間的な制約にもこだわらないというのが、しかもそれは、一つは事業が非常に吹田市の中でも、経過の中で大変大規模な事業であったということが一つありますね。JRの問題にしても、今度の住宅団地の問題にしても、かなり対象事業としては、規模が大きかった。そういうものを受けて非常にシビアな審査を、審査会をやりましたね。JRの問題なんか7年間ですか。一般社会的にみれば大変長い期間、徹底的にやっただ。もちろん事業計画そのもののあいまいさもあったのですが。そういう流れの中での環境影響評価条例というのはある種、使命が終わったというような感じがするのですね。ある面では本当はその相当抜本的に条例のあり方というのを変えていって、それで対象事業を絞り込んだときにも、事業者がそんなに、過度に反発をしない、ある程度受けざるを得ないなあとというような、そういう表現が入り込んでいっていることが、規制レベルというものは、ある程度緩やかにしながら、しかし、ここは絶対に守るといふものが、そういう条件設定というようなことを、いかにやれるのかなというように思うわけでした、相当繊細な検討がいるのではないかと思うのですね。

あんまり抽象的な考え方がすぐに飛躍して、内容を決めてしまうということは、受け

入れられない条件を含んでしまうので、そういうかなり丁寧な検討を行政の中でしっかりやってもらいたいですね。その場合ある程度、事業者とか市民に理解を得るという活動も伴いながら内容を固めていくという、ある面ではある程度時間をかけていいではないかという気もします。ただ、タイムラグはあまりおらずに、そういうステップバイステップで、いろんな取り組みをどんどん進めながら、熟した条件ができたときに内容を固めるということなのでしょうね。大変先進的な取り組みですばらしいと思うのですが、それだけ社会的な関心の高い問題なのです。だから、よくそれだけに批判を受けやすい取り組みでもあるわけですよ。あまり安易にやると社会的な批判が大きくなって、非常に甘いじゃないかという、そういうことを注意して、非常に丁寧にとということでしたらいい、そういう気がします。具体的に意見を言うのは大変難しいですね。ある程度、そういう実態の条件みたいなものが整理されて、そこから新しい取り組みみたいなものが決まってくるのではないかと考えています。

事務局（永治環境部長）

条例を触るわけですから、今、御指摘いただきましたように、丁寧な検討を庁内で進めていかないといけない。それはもうそのとおりでありまして、先ほど後藤も申し上げましたけれども、ある意味、結構早い時期から検討しておりましたけれども、報告が2回目というようなことになっていて、まだ十分にお示しするというようにはなっていないというのは、慎重に検討を内部でしていかなければならない、そういう経過もございました。一度決めてしまったら、またその制度は続きますので、そういう意味では、大切、丁寧に扱っていききたいというのは、御指摘いただいた、そういう立場で進めていききたいなと思っております。

それから、この間のMBSの御審議をいただく中で、その近辺の日生の開発の問題だとか、過去の大きな開発も、この審査会にかからない開発との複合的な影響というのが指摘をされておりました、これが今後もニュータウンの再生の問題であるとか、あるいは南吹田での問題だとか、今後出てくる。そういう意味ではできるだけ早くそういったことも含めて、この条例の検討の中で、御指摘をいただきながら、ある意味この審査会にかかってこの開発が進められたから、この地域が環境まちづくりに貢献がされたというような事例を作っていきたいという、そのある意味チャンスかなということも思っております。

それから、説明の中でも申し上げましたけれども、現在2020年を目指して25%CO2削減という、そんな非常にチャレンジをしているということの中で、やはり、そういった新しい実行計画を作っていくということと、低炭素のまちづくりをどう進めていくのかということでの、トータルな考え方を進めていけないのかということでは、審査会の皆様に、専門的、科学的な御審査をいただくことだとか、あと環境審議会だとか、新実行計画の先生方の皆様だとか、幅広く御意見をいただきながら、おっしゃっておられるように、丁寧に進めていききたいと思っておりますので、ぜひ、御意見方よろしく願いいたします。

●委員

僕の希望としては、現在吹田市内では、いろんなところでいろんな工事が行われています。そういう現在とり行われているまちづくりに関係するような事業、具体的にはいろんな工事とか、当面その計画が割合はっきりしているようなまちのあり方とか、全体に影響を及ぼすような事業計画とか、プランとかですね、そういうものをいっぺん総括して、この議論の前にこういう現状、将来見込みだから現在の評価条例ではやっぱりまったく効果をあげることができないというような、そういう具体的なデータを一度、全庁的に披瀝していただいて、それをこの審査会もありますけども、ある面では環境審議会とかですね、市民レベルにも事業者レベルにも、一つの基礎的な知識、データとして、きちっと現時点で、そういう情勢分析ですね、それをまず作っていただくといろんな考え方を求めるのに役立つのではないかと思います。

事務局（永治環境部長）

そういった資料についても、討論素材としてまとめますので、また、お示ししましたら御討議、審議いただきます。よろしくお願いします。

●委員

断片的にはいろいろ言っているのですが、一回そういうものを準備していただいて、われわれが理解しやすいように、そういう基礎資料として御提供いただくとありがたいですね。

会長

それも結構あるのですか。今、●先生が御懸念示されているような、吹田市の環境まちづくりの形で提示して進めていきたいという思いはよくわかるのですけど。

事務局（永治環境部長）

そういったデータについても、私ども行政が検討している中身では整理はしている。

会長

整理はされているのですか。ではこの中から今の条例では、条例が持っている評価すべき点と課題と、それは明らかに、たたき台レベルとして明らかになると。

事務局（永治環境部長）

それはまた、その意味ではそれが十分かどうかも含めて、お示しさせていただいて、それと御検討いただいた中身を、また検討させていただく。そんな丁寧なやり方をさせていただきたい。

●委員

私もそのことだったのです。●先生も会長もおっしゃっているとおり、後の手当てというものが重要になってくると思うので。その辺をしっかりと固めておいていただきたいな。なんか入り口を固めると、それに対する後の手当てがどうなのかということが、当然問題になってくるので。今、●先生もおっしゃり、会長もおっしゃったこと、同じことだろうと思うのですが、やっぱり市としては後の手当てはどうなのだというあたりを、しっかりと固めておいていただきたい。

私が担当している景観だとか動植物というのは、感覚的なところが多いですね。だから、緑比率がいくら、これは数的にできますけども、じゃあ緑だったら何でもいいの、橋下さんが言っているように、学校に芝生を作ればいいの、じゃあ、芝生に水をやる手当てはどうなっているの、みたいな話がついてくる話ですんで、やっぱり、僕は芝生地にするより原っぱにしといたほうがいいじゃないのと、僕は思っていますので。ですから、同じ芝生地なのか、原っぱなのか、これはもう随分質的には違う話なのです。だから感覚的な問題じゃなしに、質の問題になってくるとやっぱりその辺が大きな問題になってくるので、芝生にしたら後の管理は誰がどのようにするのだというあたりも問題になってくる。やっぱり、管理者としての覚悟のこと、それが大きい問題になってくるのでは、その辺を吹田市としてしっかりと固めておいていただけたらありがたい。僕なんかはそう思います。

会長

ちょっと予定の時間が迫ってきていますので、まとめに入らないといけないかと。

結局、スケジュール的には、たぶん●先生の御発言の中にはデリケートな問題も含めて検討しないと、またあまり拙速をしないで、という御意見もあったかとも思うのですが、事前の打ち合わせでは、この中で細部の検討作業する部会を作って欲しいという事務局からの要望があったのですが。どうさせていただきますでしょうか。今言いましたように、市としてまとめておられる、現在の条例の評価すべき点と課題ですか、それをあらかじめ聞く場を設けてから、そういう部会作成しますか。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります。先ほど12月、年内に、これは市内での大きな基本方針でございまして、それまでに今、大きくは2つがあるのかなと。1つは条例そのもののあり方につきまして、本市がある程度方向性を固めておりますその手続きが果たしてどうなのか、抜けがないのか、新たにこういうのを入れて、これはだめだと。そういう目でたたいていただくのが1点で。それは、先ほど●先生からいただきました、今後の開発の状況はどうなのかという資料に基づいて、それが1つの柱になるかと思えます。

もう1つの柱は、技術指針の改定でございまして、これは、条例の6条に規定がございまして、この技術指針を改定する際には審査会の御意見をお聞きしなければならないという規定がございまして。その規定に基づき、申し訳ないのですが、かなり作業的なこ

とになるかと存じます。その2つを集中的に進めていただくとすれば、かなりの頻度で、今、審査会の全体会は、年に3回、4回というような頻度なのですが、今後年末に向けてまして、最低でも月1回、多いときには月2回というような形で、集中的に御審議を是非お願いをしたい。無理をお願いするわけですけど、そう思っております。そのうえで、今、13名の委員の先生方に入らせていただいておりますが、過半数の調整をするというのが、なかなかこの時期、難しくございまして、できれば、部会を設置していただいて、これも部会の設置というのも条例の施行規則の中に位置づけられておりまして、部会を置くことができるとなっております。以前もお願いをしたことがございます。是非部会の構成につきまして今日、御承認いただければと思っております。

会長

多分ですね。進めていく中で課題が出てくるならば、審査会としてどうなのかということ、議論していかなければいけないかと思うのですが、12月にスケジュールが全庁的に決まっている、そういう意味で、全庁的な方針で。

事務局（後藤環境政策推進監）

議会にこの条例案を上程するという、非常に事務的な手続きは、大分前からありますので。

会長

わかりました。そういう意味で、拙速のところもやむを得ないかもしれないけど、やらないといけない。今、御提案ありましたけど、事前に部会を設置するのを決めて欲しいとお伺いしていたのですが、いかがでしょう。当然、部会をやりまして、その都度ごとに必要な節目、節目については全体的な中で、審査あるいは、審議あるいは御相談いただくことが当然あると思うのですけれども。是非、対応して欲しいということなので、部会を設置して対応するという話は、やらないといけないのかなと、会長判断としては思うのですが、いかがでしょうか。

●委員

個人的な意見として、誰がなんと言ってもよくわからないから、会長と事務局とで、相談していただいて、どの規模のどれ位の部会を作ったらいいのか、事務局も腹案持っているでしょうから。会長とその辺相談していただいて、僕は会長と事務局に一任というのがいいと思うのですが、いかがなんでしょうかね。

会長

今、●先生から御提案いただいた件、いかがでしょうか。

●委員

もう、やむを得ないでしょうね。

会長

まあ当然、作業を進めるうえで、●先生がおっしゃっているようにデリケートな問題なので、拙速に議案をうけては、しょうがないと思うのですね。その辺の留意しながら部会で、一応作業は進めていただくことにして、節目、節目で必ず全体的な会議で、評価していただくという、その保証だけちょっとつけてといくという形で。

すいません、そんなことで、会長と事務局で相談しまして、あまりにも頻度が高いので、何人かに言ってお願いするので、個人的にお願いする格好になるかもしれませんが、また、その節には是非、御協力いただきたいということで、とりあえず今日のところはそういう形にしておきましょう。また御相談させていただくことにしたいと思います。

以上で今日のところは終わります。事務局から何かありますか。

事務局（後藤環境政策推進監）

特にございません。

会長

ではどうも本日はお忙しいところ、ありがとうございました。